草津市自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業

内

容

対象となる障害および程度 下記の①②③④のいずれかに該当する者 ①身体障害者手帳 1 ・ 2 級所持者

市内在住の在宅重度心身障害者及び寝たきり高齢者等に対し、生活行動範囲を広げ積極的に社会参加できるよう、自動車燃料費またはタクシー料金の一部を助成する

②療育手帳重度所持者

○自動車燃料費

- 6枚/3ヵ月(1枚あたり500円)
- 年間24枚を限度とする。但し、視覚障害者(1・2級)、全身性障害者(四肢機能障害者)、腎臓機能障害者で人工血液透析療法を受けている者は12枚/3ヵ月(1枚あたり500円)年48枚を限度とする。
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 (ただし、自動車燃料費助成については,自動 車税・軽自動車税の減免を受けている者に限る)
- ④介護保険制度の要介護3以上の認定を受けた者 (福祉タクシー・リフト付きタクシーに限る)

○福祉タクシー

- 6枚/3ヵ月(1枚あたり500円)
- 年間24枚を限度とする。但し、視覚障害者(1・2級)、全身性障害者(四肢機能障害者)、腎臓機能障害者で人工血液透析療法を受けている者は12枚/3ヵ月(1枚あたり500円)年48枚を限度とする。
- ○リフト付きタクシー
- 6枚/3ヵ月(1枚あたり2,340円)
- 年間24枚を限度とする。